

資料 1

「指定外来動植物の指定（案）」について

鹿児島県環境審議会自然環境部会

指定外来動植物の指定案について

1 環境審議会自然環境部会への諮問理由

指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例（以下、「条例」という。）第7条第3項において、知事が指定外来動植物を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聞かなければならないことが規定されている。

2 種の選定方法と指定案

鹿児島県外来種対策検討委員会において、指定外来動植物の追加指定種案を指定外来動植物被害防止基本方針に基づき検討した結果、下表の動植物2種（動物1種・植物1種）を選定することを決定した。

区分	分類群	科名	種名	外来種リスト		規制地域
				県	国	
動物	節足動物	アリ科	ツヤオオズアリ	○	—	県内区域のうち、奄美市及び大島郡を除く地域
植物	維管束植物	トチカガミ科	オオカナダモ	○	○	県内全域

【国リスト（429種）】

国内の生態系，人の生命・身体，農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがあるものを生態的特性及び社会的状況も踏まえて，環境省及び農林水産省が作成・公表する外来種のリスト（外来生物法に基づく特定外来生物を含む。）

【県リスト（661種）】

鹿児島県の生態系，農林水産業や人の生活に悪影響をもたらす，あるいはもたらすおそれのある外来種について，県が作成・公表する外来種のリスト

3 指定により生じる効力

条例第7条第7項による指定の告示を行うことにより，県民等には，以下の義務が生じる。

- ① 規制地域内における放出等の禁止
- ② 適合飼養等施設の要件に適合する施設内での適切な飼養等
- ③ 販売事業者にあつては，購入しようとする者に対する説明義務


令和3年度指定外来動植物の指定候補種（案）一覧

番号	外来動植物の種類	取扱いを規制する地域	飼養等の方法	適合飼養等施設
1	ツヤオオズアリ	県内区域のうち、奄美市及び大島郡を除く区域	昆虫類の飼養等の方法による。	施設要件を定める基準に適合する下記いずれかの施設 ①移動用施設 ②水槽型施設等
2	オオカナダモ	県内全域	植物類の飼養等の方法による。	施設要件を定める基準に適合する下記いずれかの施設 ①移動用施設 ②水槽型施設等 ③人工池沼型施設等 ④網いけす型施設

指定外来動植物指定調書

指定外来動植物指定調書（案）

管理No. R03-001号

和名	ツヤオオズアリ		
学名	<i>Pheidole megacephala</i>		
分類群	節足動物	科名	アリ科
国リスト	-		
県リスト	重点啓発種		
由来	海外由来		
原産地	アフリカ		
県内自然分布	-	県内導入分布	指宿市周辺・奄美群島
侵入の経緯	非意図的な導入。		
侵入による影響	公園や海岸で、在来のアリなどに負の影響を与える可能性がある。		
市場取引の有無	無し		
拡大・拡散のおそれ	有り		
被害甚大化のおそれ	有り		
指定による効果	有り		
告示内容	指定を行う地域	県内区域のうち、奄美市及び大島郡を除く区域	
	飼養等の方法	(1)	自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。
		(2)	飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
		(3)	窓、扉等が閉められた閉鎖的な場所又はこれに類する場所で飼養等を行うこと。
		(4)	卵、幼虫等の混入のおそれのある飼養土等を野外に捨てないこと。
(5)		終生飼養に努めること。	
適合飼養等施設	移動用施設、水槽型施設等		
参考文献	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県外来種リスト（鹿児島県自然保護課） ・侵略的外来種ワースト100（国際自然保護連合） ・ツヤオオズアリ概説（寺山 守） ・画像は「日本産アリ類画像データベース2008」から引用 		

指定外来動植物指定調書（案）

管理No. R03-002号

和名	オオカナダモ		
学名	<i>Egeria densa</i>		
分類群	維管束植物	科名	トチカガミ科
国リスト	重点対策外来種		
県リスト	一般防除種		
由来	海外由来		
原産地	南米		
県内自然分布	—	県内導入分布	離島を含む県内各地
侵入の経緯	栽培されていたものが逸出		
侵入による影響	在来種と競合。水生の在来種を駆逐。通水障害。船の通行妨害。		
市場取引の有無	有り		
拡大・拡散のおそれ	有り		
被害甚大化のおそれ	有り		
指定による効果	有り		
告示内容	指定を行う地域	県内全域	
	飼養等の方法	(1)	自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。
		(2)	飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
		(3)	周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。
(4)		地下茎の断片、根茎部等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。	
適合飼養等施設	移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等、網いけす型施設		
参考文献	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系被害防止外来種リスト（環境省） ・侵入生物データベース（国立環境研究所） ・鹿児島県外来種リスト（鹿児島県自然保護課） ・日本生態学会（編）（2002）外来種ハンドブック 地人書館、東京 		